

令和3年度  
水素ステーション整備事業費補助金  
申請の手引き

令和3年4月  
宮城県

## 1 目的

県は、災害対応能力の強化・環境負荷の低減・経済波及効果が期待できる水素エネルギーの更なる利活用推進に向け、県内における燃料電池自動車（FCV）の導入促進に取り組んでいます。FCVの更なる普及拡大のため、燃料充填施設である水素ステーションの面的な整備を目指し、水素ステーション整備費の一部を支援します。

## 2 事業内容

### （1）補助対象事業

商用水素ステーションを整備する事業であって、以下の条件に当てはまる事業

- ① 水素充填能力 $300\text{N m}^3/\text{h}$ 以上の定置式設備で、 $70\text{MPa}$ の燃料電池自動車に適正な方法で $5\text{kg}$ の水素を3分程度で充填可能な能力を有するものであること。
- ② 水素ステーションの整備スケジュールが明確で、当該年度内に事業が完了する計画であること。ただし、国が一般社団法人次世代自動車振興センターを通じて実施する燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業に係る補助金（以下「国補助金」とする。）において翌年度に事業が完了する計画が承認され交付決定を受けている場合、この限りでない。
- ③ 水素ステーションの整備用地について、関係者との事前協議等を行うなど、具体的な候補地が定まっていること。
- ④ 実施にあたり、水素ステーションの整備事業を的確に遂行するに足りる十分な体制が確保されていること。
- ⑤ 水素ステーションの運営に当たり、安定的な運営が可能な体制が確保されていること。

### （2）補助対象者

補助対象事業について、国補助金の令和3年度分の交付決定を受け、県内で水素ステーションを設置する個人事業者又は法人

### （3）補助対象経費・補助率（額）

補助対象経費及び補助率（額）は次のとおりです。

#### ○補助対象経費

- A 商用水素ステーションの整備に要する経費のうち、国補助金の補助対象経費と同一の経費（水素供給設備整備事業費）
- B 商用水素ステーションの整備に伴う障壁整備に要する次の経費（障壁整備事業費）
  - イ 設計費（障壁の整備に必要な設計に要する経費（官公庁への申請

に係る経費を含む。)をいう。)

ロ 設備工事費(障壁の整備に必要な工事に要する経費をいう。)

ハ 経費・管理費(障壁の整備に必要な仮設・現場・管理に要する経費をいう。)

○補助率(額)

A 国補助金の補助対象経費に1/4を乗じた額。

B 障壁の整備に要する経費に1/2を乗じた額。

ただし、1.25億円とAにより算出された額の差額を上限とする。

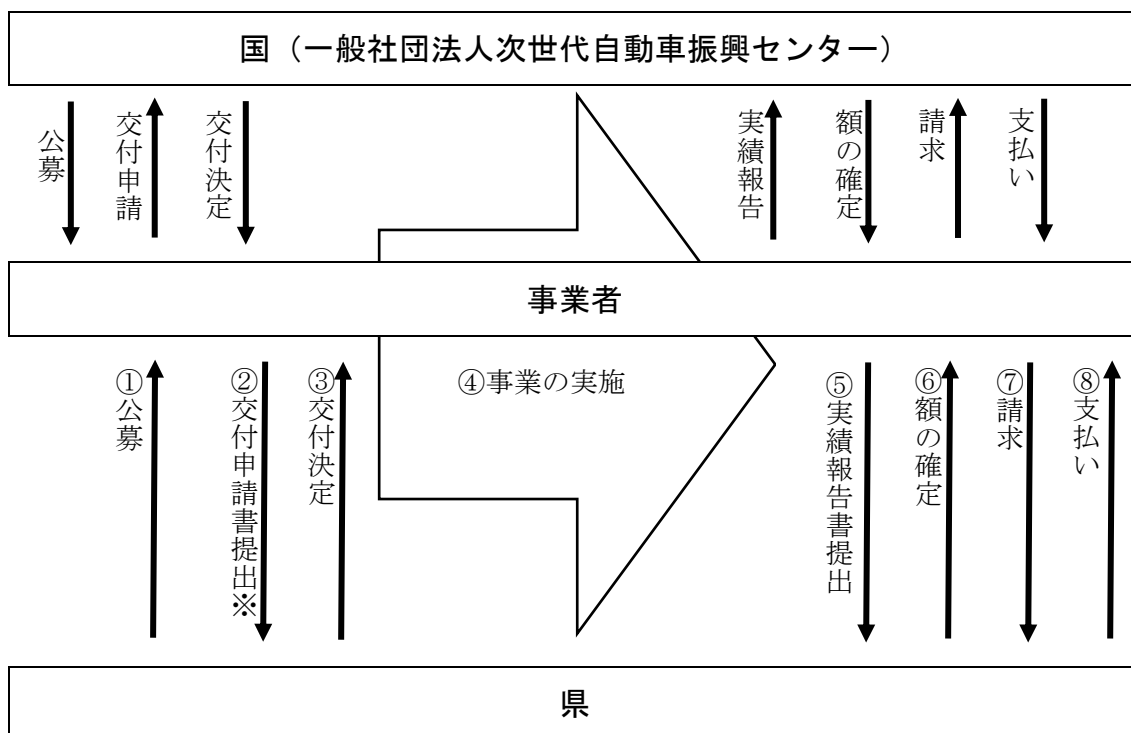
上限額: 1.25億円(A+B)

#### (4) 補助のイメージ

例: 総事業費5億円(国補助対象4億円/国補助対象外1億円)の場合

国補助対象 4億円		国補助対象外 1億円
国補助 2.5億円	事業者負担	1.25億円
	県補助 1.25億円 A + B	

#### (5) 事務手続きの流れ



※国の交付決定前であっても、国に対し交付申請済であれば、県に対し交付申請することができます。

### 3 事業の実施方法

「補助金等交付規則」及び「水素ステーション整備事業費補助金交付要綱」に定めるほか、次のとおり実施します。

#### (1) 交付申請

申請を行う補助事業者は、「6(3)提出書類」に記載の書類を作成し、5の公募期間内に県に提出してください。

#### (2) 交付決定

申請書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認められる事業について、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、通知します。

#### (3) 補助事業の開始

補助事業者は、原則、県から交付決定通知を受けて補助事業の開始が可能となります。

また、事業者が補助事業に係る契約を行う場合には、執行上著しく困難又は不相当である場合を除き、一般競争又は指名競争に付すものとします。

#### (4) 補助事業の計画変更

補助事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合及び補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に県の承認を受ける必要があります。

ただし、次に掲げる軽微な変更については、承認を受ける必要はありません。

イ 申請のあった補助事業の目的や効果に影響しない範囲での仕様等の変更

ロ 補助対象経費の総額の20%以内の減少

ハ 補助事業に要する経費の配分の流用に伴う増減（ただし、設備機器費又は設備工事費が、変更前の配分額から20%を超えて流用する場合を除く。）

#### (5) 事業の進捗状況の確認

事業の進捗状況を確認するため、追加資料の提出依頼や現地調査、中間検査などを行う場合がありますので、御協力ください。

#### (6) 実績報告及び額の確定

補助事業については、A：令和4年2月28日まで／B：令和4年3月31日までに完了してください。

補助事業者は、補助事業が完了した場合は、A：事業完了後30日を経過した日まで／B：事業完了後30日を経過した日又は令和4年4月20日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

県は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて現地検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

#### (7) 補助金の支払い

補助金の支払いは、補助金の額の確定後となります。

#### (8) 取得財産の管理等

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。

また、「取得財産等管理台帳（別紙5）」を作成し、取得前後の比較写真を添付するなどして、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄することをいう）しようとするときは、あらかじめ県の承認を受ける必要があります。

この処分あるいは処分に該当する可能性のある手続きを行う必要が生じた場合は、一切の手続き（例：財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約手続）を開始する前に「水素ステーション整備事業財産処分承認申請書（様式第7号）」を提出してください。

そのほか、補助事業者は、本事業にかかる書類等について、取得財産等の処分制限期間が満了するまで保存してください。

#### (9) 交付規則への違反

補助金等交付規則に違反する行為がなされた場合は、交付決定の取り消し、補助金の返還、加算金の納付等の措置を講ずる場合があります。

### 4 複数年度にわたる事業について

#### A 水素供給設備整備事業

補助事業の期間は、単年度とします。

ただし、事業の工程上、単年度では事業完了が困難であり、かつ全事業期間の事業費及び年度毎の発生経費を明確に区分した事業計画が提出された場合に限り、複数年度にわたる事業（以下「複数年度事業」とする。）として申請することができます。詳細は下記のとおりです。

##### (1) 補助金申請額

- ① 複数年度事業であっても、1案件当たりの補助金の上限額および補助率は交付申請を行う年度の単年度事業と同様とする。
- ② 次年度以降に補助金上限額が減額され、または補助率が減少した場合の次年度以降の交付申請においては、初年度に提出された事業

計画および実施計画（次年度分）に基づいた事業経費を対象として当該年度の補助金申請額とし、当該年度の制度に準拠して補助金交付決定を行う。

（2）複数年度事業の概要

- ① 複数年度事業は、単年度での実施が困難な事業を複数年度に亘って行うもの。単年度事業を複数回行うもので、継続事業、年度またぎ事業などとは異なることに留意する。
- ② 事業全体の確実な事業計画、および各年度の発生経費を明確に区分した実施計画、両方の提出を必要とする。
- ③ 補助金を申請できる複数年度事業の事業期間は、原則として2補助事業年度までとする。これを超過する場合は前広に一般社団法人次世代自動車振興センターに相談し、その了承を得ること。
- ④ 初年度交付決定された場合でも、次年度以降の補助金は次年度予算の成立を前提とすることを留意する。
- ⑤ 次年度以降も各年度の補助金の交付決定後に事業を実施できることに留意する。
- ⑥ 補助金により導入された設備、機器等は年度毎に実績報告を行い、取得財産台帳を整備する。従って、処分制限期間は財産の取得が行われる各年度の検収年月日を起点とする。

（3）複数年度事業における見積り・入札・契約

- ① 設計・設備購入・工事等の見積書は、年度ごとの実施内容及び経費の費目ごとの金額が確認可能な明細を作成すること。各年度に補助対象経費が発生し、各年度の出来高予定を明確にし、出来高に応じた支払いを完了すること。
- ② 複数年度事業において一般の競争を採用する場合、入札区分は最低でも初年度／最終年度を明確に区分し、可能な限り補助対象内／外区分を加味した4区分とし、入札の公告、仕様書、入札用の札、見積書・明細書などを区分ごとに作成すること。
- ③ 補助事業の継続性が懸念される場合は、総合評価落札方式を採用するなど工夫すること。
- ④ 単年度ごとに落札者を決定する場合において、補助対象内／外の合計額で決定することはこれを妨げない。
- ⑤ 契約書（発注書／請書も可）の取り交わしは、各年度の交付決定後とする。
- ⑥ 仮発注、内示等も契約行為と見なす。
- ⑦ 入札は契約準備行為として交付決定以前の開催は可能だが、業者

選定に当たっては各年度の補助金交付決定を留保条件とすること。

(4) 複数年度事業の留意点

- ① 補助事業者は、県の事情により補助金が減額もしくは廃止された場合でも、初年度に交付決定を受けている場合は、最終年度までの事業を継続し完成させる義務を負う。ただし、既に支払われた補助金を返還し事業を廃止すればこの限りでない。
- ② 次年度以降に事業を取りやめる場合（事業廃止）、整備した水素ステーションが所定の水素供給能力に達していない場合は、既に交付した補助金の返還が必要となる。
- ③ 初年度の事業完了日から次年度の交付決定日までの期間に行われる工事、製作、作業等は補助金の対象外となるため、その点に特に留意して事業計画を策定する。
- ④ 複数年度事業の初年度事業は如何なる理由であっても事故は認められないため、特に工期・スケジュールに余裕を持たせた事業計画および実施計画を組成すること。

(5) 複数年度事業申請の方法

- ① 各年度に交付申請を行い、事業計画書（事業全体の計画書）と実施計画書（各年度の計画書）を提出すること。なお、事業計画書に記載する総事業期間は合理的なものとする。
- ② 事業計画書において、複数年度に跨る工事等がある場合や、各年度における工事等の名称が同一又は類似している場合は、その内訳において各年度の実施内容の差異を明確に区別すること。
- ③ 初年度の設計・施工を行う請負事業者と、次年度以降の請負事業者が異なることによって補助事業の継続に支障をきたすことが明らかな場合は、予め一般社団法人次世代自動車振興センターに相談すること。
- ④ また、当該年度に計画された工事等を次年度以降に繰り越す場合、その工事費等は次年度以降の補助対象外とすること。
- ⑤ 実施計画書は、事業計画書に対応したものであること。実施計画書に記載された工事等の実績に応じた支払いをその年度に完了させること。（実施計画外の実績は補助対象外となる）
- ⑥ 各年度事業の補助金支払い等を行う場合は、実績報告の内容が事業計画書に基づく各年度の実施計画書に合致しており、かつ完了の時点で設計、設備、工事などの項目ごとにその金額相当の成果品（設計図書、設備機器納入、工事实績等）があること。（パイプ、鋼材のごとく材料の購入のみは不可）

- ⑦ 初年度に購入した設備機器の納入・保管場所は国内の補助事業者の管理地内とすること。
- ⑧ 各年度の補助金申請額が100万円以上であること。
- ⑨ 初年度の事業完了（検収、代金支払い、実績報告）は2月最後の週日までとすること。

## B 障壁整備事業

国補助金及びAについて複数年度事業として交付決定された場合に、一連の事業として同様の扱いとします。ただし、以下の点に注意してください。

- ① 初年度に障壁の整備に着手しない場合でも、次年度に同一施設内で事業が実施されるのであれば、予定する事業を記載した事業計画書（事業全体の計画書）と実施計画書（次年度の計画書）を提出すること。
- ② 各年度の事業完了日は、3月31日までとすること。

## 5 公募期間

令和3年4月14日（水）～令和3年4月26日（月）

## 6 交付申請書類の提出

### （1）提出先・問合せ先

〒980-8570

仙台市青葉区本町3丁目8-1

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室

TEL：022-211-2683 FAX：022-211-2669

### （2）提出方法

郵送又は持参にて提出ください。

### （3）提出書類

- ① 交付申請書（様式第1号及び様式第2号）及び要綱別表4に定める添付書類
- ② 各年度の発生経費を明確に区分した事業計画書（事業全体の計画書）及び実施計画書（各年度の計画書）（複数年度事業として申請する場合）  
※申請時に国補助金の交付決定通知書が届いていない場合には、通知を受理次第、提出ください。